

## 府政広報（ラジオ・テレビ）発信力強化業務委託仕様書

### 1 委託業務名

府政広報（ラジオ・テレビ）発信力強化業務

### 2 業務期間

契約締結の日から令和5年3月31日までとする。

### 3 趣旨

府政の情報発信力を強化し、府政の施策ブランドを高めるため、府が編集等の権限を有する広報媒体において、原稿作成と総合調整（ディレクション）等を行う。

### 4 業務内容

#### (1) ラジオ原稿制作業務

専門的知見を有するライターを1名以上配置し、府が制作する広報番組（ラジオ）の原稿を制作する。

#### (2) テレビシナリオアドバイザー業務

専門的知見を有するアドバイザーを1名以上配置し、府が制作する広報番組及び放送局からの要請により出演する番組（テレビ）のシナリオへの助言や出演時のディレクション等を行う。

#### (3) 打ち合わせ

業務の遂行に当たり、必要に応じて打ち合わせを行うものとする。また、打ち合わせ以外でも随時メール、電話等で府とやりとりを行い、対応するものとする。

### 5 成果の帰属及び秘密保持

(1) 本業務により得られた成果物の著作権は、原則として府に帰属する。

#### (2) 秘密保持

①本業務に関し、受託者が府から受領又は閲覧した資料等は、府の了解無く公表又は使用してはならない。

②受託者は、本業務で知り得た府及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

### 6 その他

受託者は、本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、または、執行上の疑義が生じた場合は、府と協議して定める。